

# 院内感染対策指針

## 1 目的

この指針は、医療法人笠松会有吉病院における感染対策の基本方針を定め、患者、職員、病院訪問者等を院内感染から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

## 2 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、『個』を尊重した基本的ケア（起きる・食べる・排泄する・入浴・アクティビティ）を提供しながら、患者の“生きる力”を引き出し、抵抗力（免疫力）を高め、スタンダードプリコーションを基本とした感染予防に努める。また、感染症発生の際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定し、制圧し、収束を図る。

このために全職員が院内感染防止対策を把握し、安全な医療環境の提供に努めなければならない。

## 3 院内感染対策のための委員会その他院内組織に関する基本的事項

(1) 院内感染対策周知及び実施を迅速に行うため、病院内各部署からの代表者で構成する組織横断的な委員会、各部会を次のとおり設置する。

1) 感染対策委員会

院内感染に関する意思決定機関として毎月 1 回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。

2) 感染制御チーム（ICT）

感染対策に関する実働的組織として ICT を設置し、院内感染対策委員会の方針に基づき、感染対策における諸対策の実施と推進執行する。

3) 標準予防策推進チーム

1) 2) の指導、助言をもとにスタンダードプリコーションの教育・啓蒙活動を推奨執行する。

(2) 前項に規定する委員会及び組織の運営等については別に定める。

#### 4 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染防止の基本的な考え方及び具体的な対策について職員に周知徹底するために、全職員を対象に年2回以上の研修会を行い、感染防止に対する意識向上を図る。

#### 5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内での感染症の発生状況は院内感染対策委員会で報告し周知する。

#### 6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 院内感染発生時は、発生した部署の病院職員が直ちに ICT へ報告する。
- (2) ICT は病院長及び院内感染対策委員会に報告するとともに、速やかに状況を把握し、対策を立案し、実施、周知徹底を図る。
- (3) 届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に規定されている対象疾患や医療関連感染の恐れがあると判断される者は、行政機関に報告する。  
感染多発（アウトブレイク）の徴候を早期に発見するため、日常的なサーベイランスや院内ラウンドを実施する。

#### 7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当院の院内感染に関する考え方を周知するために、本指針をホームページ上に掲載し公開する。患者及びその家族からの閲覧の要求があった場合はこれに応じるものとする。

#### 8 その他院内感染対策の推進のために必要な基本指針

- 1) 院内感染対策の具体的実施法に関しては別途「院内感染対策マニュアル」「感染対策ハンドブック」を整備し、必要に応じて改訂を行う。
- 2) 院内感染対策委員会は、その時々での感染症の動向に着目し、院内感染対策マニュアルの改訂を行う。（※福岡県感染症情報参照）
- 3) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策窓口（厚生労働省委託事業）に FAX（03-3812-6180）で質問を行い、適切な助言を得る。

2008年 1月作成

2009年 10月改定

2012年 1月改定

2014年 4月改定

2016年 4月改定

2018年 4月改定